

防衛省職員（臨床心理士）募集のお知らせ

陸上自衛隊では、下記により駐屯地に勤務する防衛省職員（臨床心理士）を募集しております。

1 採用職種

臨床心理士

2 勤務内容

陸上自衛隊の各駐屯地に勤務する隊員等に対する心理査定及び心理面接等

3 受験資格

昭和34年4月2日以降に生まれた者で、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による「臨床心理士」の資格認定を受けている者

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者
 - 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 自衛隊法第44条の2（自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例）に該当する者（この選考による官職では、平成30年度中に60歳に達する者）は、法令の規定により、採用できません。

4 試験地、試験日及び試験の種目

試験地	試験地住所	試験実施日	試験種目
札幌	北海道札幌市中央区南26条西10丁目	平成30年11月8日（木）	1 小論文試験 （臨床心理関係） 2 口述試験 3 身体検査
仙台	宮城県仙台市宮城野区南目館1-1		
東京	東京都練馬区大泉学園町		
伊丹	兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1		
健軍	熊本県熊本市東区東町1-1-1		

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 事務官等応募票 **2部**（必要事項を記入し、写真（申込前6箇月以内撮影、脱帽、上半身、正面向きのもので、縦4cm、横3cm程度、本人と確認できるもの。）を貼ったもの。）

写真が貼られていない場合、又は貼られた写真が不鮮明等受験写真として不適当な場合は、受理しない場合があります。

イ **臨床心理士の資格認定書の写し**

ウ 宛先を明記し、82円切手を貼った返信用封筒（長形3号：縦23.5cm×横12cm）

(2) 受付期間及び受付時間

ア 郵送：平成30年10月4日（木）～平成30年10月30日（火）

イ 持参：午前9時～午後5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

注：郵送による申込みは、必ず簡易書留又は一般書留の取扱いをする郵便物とし、**平成30年10月30日（火）必着**のものに限り受け付けます。

(3) 事務官等応募票請求先及び提出先

試験地	請求先及び提出先		
札幌	〒064-8510 北海道札幌市中央区南26条西10丁目	北部方面総監部人事部人事課 職員人事管理室	011-511-7116 (内線 2388)
仙台	〒983-8580 宮城県仙台市宮城野区南目館1-1	東北方面総監部人事部人事課 職員人事管理室	022-231-1111 (内線 2420)
東京	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町	東部方面総監部人事部人事課 職員人事管理室	048-460-1711 (内線 2541)
伊丹	〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1	中部方面総監部人事部人事課 職員人事管理室	072-782-0001 (内線 2621)
健軍	〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1-1-1	西部方面総監部人事部人事課 職員人事管理室	096-368-5111 (内線 2313)

ア 応募票の請求先及び出願書類の提出先は、上記のいずれかの受験希望試験地までお願い致します。

イ 郵便により請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号：縦33.2cm×横24cm）を同封して下さい。

注：防衛省ホームページ上からダウンロードすることも可能です。（印刷時、必ず、両面印刷にして下さい。）

6 合格者の発表

平成30年11月下旬頃

注：合否については、受験者全員に書面にて通知します。

7 採用予定日

平成31年1月1日

（調整により、その他の時期になる場合があります。）

8 採用予定地及び採用予定数等

採用予定地	(略称)	所在地	採用予定数
陸上自衛隊 名寄駐屯地業務隊	(名寄)	北海道名寄市字内淵84	1名
陸上自衛隊 別海駐屯地業務隊	(別海)	北海道野付郡別海町西春別42-1	1名
陸上自衛隊 留萌駐屯地業務隊	(留萌)	北海道留萌市緑ヶ丘町1丁目6番地	1名
陸上自衛隊 八戸駐屯地業務隊	(八戸)	青森県八戸市大字市川町字桔梗野官地	1名
陸上自衛隊 大宮駐屯地業務隊	(大宮)	埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地7	1名
陸上自衛隊 与那国沿岸監視隊後方支援隊	(与那国)	沖縄県八重山郡与那国町字与那国3765-1	1名

9 給与・人事管理等

(1) 給与

大学院修士課程修了者で臨床心理士としての経験年数が1年ある方の例(学歴・経験等により異なります。)

俸給：医療職俸給表(二)2級13号俸 204,600円

(2) その他の諸手当

期末・勤勉手当、超過勤務手当、通勤手当、扶養手当等があります。

(3) 人事管理

採用後の人事管理は防衛省の方針によります。(将来、転勤がある場合があります。)

10 勤務時間及び休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土、日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇については、年次休暇(年20日を基準とする(採用年月日により異なります))。残日数は20日を限度として翌年に繰り越しのほか、病気休暇、特別休暇(夏季・結婚・出産・忌引・子の看護、ボランティア等)、介護休暇があります。

事務官等応募票（臨床心理士）

(ふりがな) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 氏名	性別 男 ・ 女	※受験番号	写 真 <small>次のような写真を、その裏面に氏名を記入し、はがれないように貼ってください。</small> <small>・ 申込前 6 箇月以内撮影 ・ 脱帽、上半身、正面向き ・ 縦 4 cm、横 3 cm 程度 ・ 本人と確認できるもの</small>
生年月日・年齢 昭和 年 月 日 (歳) 平成	受験希望地 ※「募集のお知らせ」の試験地から選択		
(ふりがな) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 現住所 [郵便番号 —] (同居先 方) 電話番号 (市外局番から) (自宅) TEL — — (携帯電話) TEL — —			
上記以外の連絡先			
(ふりがな) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 氏名 住所 本人との関係 [郵便番号 —] 電話番号 (携帯電話含む) TEL — —			
学 歴：学校名	学部・学科 (研究科・専攻・課程・類・コース) 名	在学期間	卒 ・ 卒 見 の 別
現在 (最終)		年 月から 年 月まで	<input type="checkbox"/> 平成 年 卒業・修了 <input type="checkbox"/> 来年3月 卒業・修了見込 <input type="checkbox"/> () 年在 <input type="checkbox"/> 中 退
その前		年 月から 年 月まで	<input type="checkbox"/> 平成 年 卒業・修了 <input type="checkbox"/> 来年3月 卒業・修了見込 <input type="checkbox"/> () 年在 <input type="checkbox"/> 中 退
その前		年 月から 年 月まで	<input type="checkbox"/> 平成 年 卒業・修了 <input type="checkbox"/> 来年3月 卒業・修了見込 <input type="checkbox"/> () 年在 <input type="checkbox"/> 中 退
その前		年 月から 年 月まで	<input type="checkbox"/> 平成 年 卒業・修了 <input type="checkbox"/> 来年3月 卒業・修了見込 <input type="checkbox"/> () 年在 <input type="checkbox"/> 中 退

- 注： 1 記入事項に不正があると受験が無効になる場合があります。
 2 記入に当たっては、青又は黒のボールペンを用い、※印欄を除くすべての欄に漏れなく楷書で記入してください。
 なお、数字は算用数字を用い、該当する□の中にはレ印を記入し、その他は○で囲んでください。
 3 記入を誤った場合は、二重線で抹消し、その欄の余白に記入してください。
 4 「上記以外の連絡先」欄は、本人に連絡がとれない場合に使用するものです。記入にあたっては任意に記入してください。

職 歴：勤務先	部 ・ 課 名	職 務 内 容	在 職 期 間	
			年	月から
			年	月まで
			年	月から
			年	月まで
			年	月から
			年	月まで
			年	月から
			年	月まで

資格免許等（取得年月）	希望勤務地	第 1 希 望	第 2 希 望	第 3 希 望	
		※「募集のお知らせ」の採用予定地（略称の地名）を記入			

私は、次の各号のいずれにも該当しておりません。また、この応募票のすべての記載事項は事実と相違ありません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者
 - 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

平成 年 月 日 氏 名

印